

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

須賀川支援学校医大校

福島県立須賀川支援学校医大校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての児童生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

(第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜具体的ないじめの形態(例)＞

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。無視する。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が身体に技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガム等を入れられる。

- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りやさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で、悪口を言われる、グループから故意に外される。

（２）いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名称
「いじめ防止委員会」
- ② 構成員
分校長、生徒指導主事、各学部主事
※ 必要に応じて担任、教務主任、地域支援センター主任を加える
- ③ 組織の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成、実行、評価、改善
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等)

（３）いじめの未然防止のための取り組み

- ① 児童生徒と教職員の信頼関係を構築し、一人一人の障がいの状態や発達段階、特性を的確に把握し、児童生徒の不安や悩み、思いや願い等を的確にくみ取りながら、共感的な児童生徒理解に努め、一人一人の自己実現を図る。
- ② 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
なお、道徳の時間においては、「特別の教科道徳 年間指導計画」を基に、教科書、いじめに関連する教材を使用して指導する。
- ③ 児童生徒一人一人が安心して自分の力を発揮する場や児童生徒相互の好ましい人間関係を育成する集団づくりを工夫し、授業や行事等への主体的な参加・活躍を図るとともに、多様性に配慮し「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるように働きかけ、集団の一員としての規範意識や自尊感情の向上を図る。
- ④ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取り組みについての理解を図る。

（４）いじめの早期発見のための取り組み

- ① 教育相談体制を整えとともに、学級担任、学部主事を窓口とし、児童生徒、保護者、医療関係者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面談や定期的なアンケート調査、全校集会での指導等の実施により、児童生徒理解

といじめの未然防止や早期発見に努める。

- ③ 困ったときや悩みがある時に、「困った、助けて。」と適切な援助希求を表出できるよう、全校集会や学級活動等で普段から各種相談窓口を紹介したり表出の仕方について周知したりする。
- ④ 児童生徒に関する情報については教職員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者や医療関係者、原籍校等と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめ防止委員会を開き、今後の対応を検討する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめ行為を止め、及びその再発を防止するため、必要に応じて医大病院（主治医、看護師長等）の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
※ ①②において、その後の対応や経過についてもいじめ防止委員会へ報告し、適時いじめ防止委員会を開いて今後の対応（支援や指導、助言も含め）を検討する。
検討内容等については随時分校長より校長へ報告し、指示を仰ぐ。

- ③ いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」という存在の児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、傍観者の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」を出現させる等の行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、支援を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑥ 重大事態発生時の対応

＜重大事態とは＞

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

＜重大事態の報告＞

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

＜重大事態の調査＞

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。

- ウ いじめた児童生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- エ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた、学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- オ いじめられた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。 ※ 資料「重大事態への対応」参照

(6) 令和7年度 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4月	全校集会 での指導 全校集会 での指導 ※学校の教育活動全体をと おして、随時 行う。	実態調査の一環として、生活調べ「自分の生活をふり返ろう」とともに「いじめに関するアンケート」を実施・活用する。 児童生徒一人一人の病状や心理等の実態に応じて、個別に実施する。	学校いじめ防止基本方針の確認	いじめ防止委員会（第1回いじめ防止対策会議）	計画・目標の提示
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					いじめ対応教職員自己評価の実施
12月				いじめ対応教職員自己評価の結果報告	
1月					
2月				いじめ防止委員会（第2回いじめ防止対策会議）	反省・評価
3月					方針・計画の作成

<生徒指導計画、面談・実態調査>

生徒指導及び面談・実態調査については、在籍する児童生徒のほとんどが、入院治療による年度途中からの転入生である学校の特殊性を踏まえ、児童生徒一人一人の病状や心理などの実態に応じて、個別に実施するものとする。また、指導に際しては、いじめ防止委員会による対応策の検討を基に、学級担任を中心として進める。

① 転入時の対応

転入時の連絡で、原籍校からいじめの事実が伝えられたケースについては、経過や措置についての情報を引き継ぎ、いじめ防止委員会に報告する。指導者間で共有するとともに、必要に応じていじめ防止委員会において対応策を検討し、原籍校と連携しながら該当児童生徒についての支援を継続する。

なお、原籍校における児童生徒のいじめへの対応の有無については、学級経営誌の指導の記録に残す。

② 在籍中の対応

在籍中は、担任による学級活動や道徳の指導に加え、自立活動による個別指導において十分な個別面談を実施し、いじめの実態把握に努めるとともに、心理的な安定や、人間関係の形成などの内容に焦点化した指導を行う。

また、保護者との面談や生活調べ（いじめに関するアンケート）、病棟連絡会、ケース会議等により、保護者や主治医、担当看護師と情報を共有しながら、病棟や家庭における生活の様子を継続的に把握し、いじめについての情報収集に努める。

在籍中にいじめに関する情報を把握した場合には、即座に、いじめ防止委員会を招集し、対応を検討するとともに、該当児童生徒への支援を開始する。また、その経過や支援、指導等の内容を記録し、転出時（必要があれば在籍中）に、原籍校に伝える。

なお、在籍中のいじめへの対応については、学級経営誌の指導の記録にも残す。

③ 転出に向けての対応

退院に伴い、児童生徒が原籍校に復帰する場合、長期離脱に伴う友人を中心とした学級集団への抵抗感や、脱毛や増毛、むくみ等の治療による容姿の変化などが影響する心理的負担、また、学力や体力の低下などによる集団活動への参加が難しい状態等、原籍校の学校生活への不適応が生ずる可能性が考えられる。

これらは、転出後に、いじめの関係につながる要因になり得ると考えることもできるため、事前に転出先の小中学校の担任や養護教諭と主治医や担当看護師など連携すべき関係者を交えたケース会議を設け、いじめ関係が生じないための対応策と連携した支援体制を整えておく。

<校内研修計画>

校内研修では、学校いじめ防止基本方針を基に、いじめの定義、未然防止、早期発見、いじめへの対応、年間計画等を全職員で確認し「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、組織的対応や取り組みへの準備とする。また、「いじめに関するアンケート」であがった内容について、担任はよく確認し、必要があれば個別懇談をするなど、その使い方についても確認する。

<いじめ防止のための会議等>

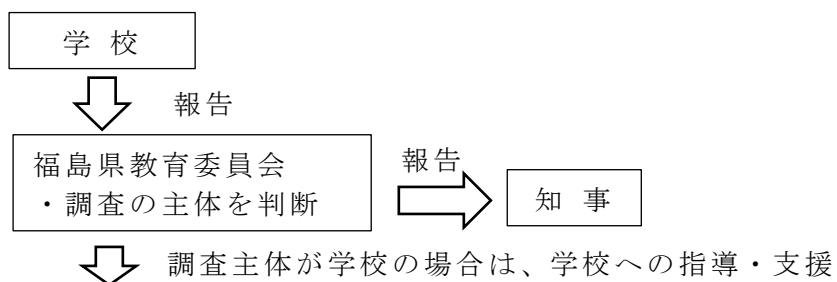
校内で発生した事例に随時対応する会議の他、前・後期に実施する各部、各係による反省等を受け、情報を集約、評価し課題についての改善策を検討するための、いじめ防止対策会議を定期で設定する。

（７）評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取り組みについての評価を行う。方法は、アンケート形式の教職員自己評価とする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

<資料>

重大事態への対応



調査組織による調査

【調査組織】

「いじめ防止委員会」を中心として、重大事態の特性に応じた専門家などを加える



1 調査結果の提供及び報告

- ・ いじめを受けた児童生徒及び保護者への情報提供
- ・ 教育委員会への報告

2 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ 被害児童生徒及び保護者への支援
- ・ 加害児童生徒及び保護者への指導・助言
- ・ いじめがあった集団への働きかけ
- ・ 上記に必要な関係機関等との連携

(5) 措置(対応)について

※児童生徒からの訴え→必ず「いじめ」と判断

